

## 原罪の罰たる死

——アウグスティヌス『自由意志論』

に於ける——

松 崎 一 平

### I

『自由意志論』第3巻も後半に至<sup>(1)</sup>ってアウグスティヌスは人間の本性をアダムのそれとアダムの子孫のそれとに分け、後者は樂園に於ける前者の罪——以後原罪と呼ぶ——の結果たる、無知と困難と可死性<sup>(2)</sup>という罰の状態にあるとする。故に今や自由意志は本来の能力を発揮できず、人間は肉の束縛に苦しみ、情欲の業を断つことができない<sup>(3)</sup>ている。かような状態の故に犯す過ちがまた罪と呼ばれる<sup>(4)</sup>。ところで第1巻・第2巻に従えば、自由意志とは本来永遠の事物と時間的事物のいずれかを選択する能力であり、後者を選択することが罪と言われる。第1巻・第2巻、そして恐らくは第3巻の前半<sup>(5)</sup>の議論もそれを前提に進められているようである。だが「正しく為すための自由な意志について語る場合私たちは人間がそれに於いて創られたその意志<sup>(6)</sup>について語る」とあり、傍点部はアダムの意志、即ち原罪の主体たるを意味することが文脈から明らかである。とすると引用文は第1巻・第2巻、加えて恐らくは第3巻の前半に語られる人間の意志が実は原罪以前の人祖に妥当することを改めて言明したものと考えられる。

そもそも『自由意志論』は3巻という比較的短篇であるにもかかわらず、多分中断を挟んで足かけ8年を要して完成されている。従って思想的な一貫性に乏しいとも言える。それは8年間のアウグスティヌスの思想的発展を如実に映し出しているからかもしれない。あるいは彼の実生活上の体験にその原因を求め得るかもしれない<sup>(7)</sup>。先の引用文は敢えて一貫性を与えるための仕組かもしれない。が、『再論』のアウグスティヌスは著述の中断を認めながらもペラギウス派の解釈を不当と批難し<sup>(8)</sup>、<sup>(9)</sup>

一方で『自由意志論』がマニ教徒に対して物された点に注意を促し、3巻全体をあくまでひとまとまりの著作として扱う。実作者のこの態度は十分に尊重されるべきである。

結論を先に述べるなら、第1巻を著述する時点で全体の構想、構想とまではゆかずとも、その方向性——即ち、人祖に於ける意志の自由とそれによる原罪、その罰の状態たる人間の現実、更にそこからの救済という展開の——がアウグスティヌスには或る程度意識されていたのではないかと私は考えている。勿論その方向性は究極的には『自由意志論』を越えることになるが、少なくとも第3巻に詳述される原罪の故の人間の現実を、第3巻とは同じレベルではないにしても、第1巻・第2巻に於いてアウグスティヌスは既にかかなりの程度まで把握していたのではないか。それがいわば<sup>10</sup> 仄めかされるのみで、はっきりと論じられないのは、『再論』に明らか如く、『自由意志論』が論敵としてマニ教徒を想定していたからではないか。即ち、まず<sup>11</sup> 理性もて彼らの二元論を克服する必要があったからではないかと考えるのである。本稿では特に第1巻・第2巻で人間の意志の自由がどう論じられるかに注意を払いながら、人間の<sup>12</sup> 可死性の登場場面を手懸りとして仮説と言うべき先の結論を誌面の許す限り検証してみたい。

## II

『自由意志論』第1巻に於ける罪の原因の探究は罪の本質の追求に始まる<sup>(10)</sup>。罪の本質は精神の情欲への従属に求められる。従って罪の原因は精神を情欲に従属せしめるものに求められ、結局意志の自由決定力が挙げられることになる。自由決定力<sup>(11)</sup> *liberum arbitrium* を罪の原因として指定せしめた要因は罪の主体をあくまで罪人の側に置こうとするアウグスティヌスの意図に求められよう。『自由意志論』を成立せしめた動機も、それが最初期の著作群と異なるのもこの点にある。では自由決定力が罪の原因であることが何故罪の原因を罪人の内に限定することになるのだろうか。

自由 *liber* という語は、行為が行為者自身の意志に応じて為され、他者による拘束、制約を全く受けぬ事態を意味する。社会生活の面で言えば他者に隷属してない<sup>(12)</sup> ということである。従ってその行為に責任を負うべきはひとり行為者のみである。

意志行為の場合は以上が更に尖鋭化する。善き意志を意志することについて述べられている箇所を手懸りに考えてみよう。さて、通常の行為にあっては行為を意志しつつも行為できぬ事態が何か外的な要因によって生ずる可能性が極めて高いが、意志するという行為は意志すれば直ちに実現したことになる<sup>(13)</sup>。また意志できないという事態に於いても意志を妨げるのは同じ意志であって他の介入する余地はない。意志の内には意志が在るのみである<sup>(14)</sup>。かように意志行為に於いてこそ意志は最高度に自由であり、従って極めて容易に行為を成就し得るはずである<sup>(15)</sup>。故に意志行為に対しては意志だけが責任を負うことになる。実際意志は魂の内で精神に対等のものであるから少くとも人間の内部に於いて何ものにも従属しない。ところで意志の働きは具体的には意志対象の決定であり、決定が即ち意志することである。それを為す意志の能力が自由決定力である。かくして意志の自由決定力を罪の原因に指定することは罪の原因を罪人に、更に罪人の意志に限定することになる。

けれども以上はあくまで意志を意志として抽象して考察する所に成立する見解である。意志の働きのみを単独に取り出し、そこから意志の本質を理性的に把握し、それによって「存在するものはすべて一なる神から存在するが神は罪の創り主ではない」という信の内容を証明せんとしている。これは明らかにマニ教の誤謬の論駁を意図するものである。ほぼ同時期アウグスティヌスは『カトリック教会の習俗について』の中で、権威に対する理性の優位を主張するマニ教徒を論破するために彼らのその主張を敢えて受け入れ、理性により彼らの誤謬を証示することを通じて彼らを救い出そうと決意している<sup>(17)</sup>。『カトリック教会の習俗について』と『自由意志論』第1巻との特に幸福な生をめぐる考察の類似からすると、前書に於いて述べられているマニ教徒への態度決定は後書にも妥当すると思われる。即ち、この時期アウグスティヌスはマニ教徒に対しては理性もて対峙しようとしていたのである<sup>(18)</sup>。

だが現実には眼を向ける時には意志行為がそれ程簡単なものではないことが自明となろう。また自己の経験を省みる時意志することの困難を深く実感せざるを得まい。『自由意志論』第1巻第11章(22節)でアウグスティヌスは精神を情欲に従属させ得るものとして自由決定力を指定し、次いで精神が情欲に従属した結果蒙ることになる悲惨、つまり罰を緊張感に富んだ口調で苛酷なものとして述べるが、それに対するエウウォディウスの言葉は現実の側からのものである。即ち、既に精神が情

欲の支配を確立した者——知者——が情欲への服従を選ぶ場合には苛酷な罰も正当であろう。が、知者にせよ知者でないにせよ一体誰が情欲に仕えることを意志しようか。更に彼は「人間は神から極めて完全に創られ幸福な生の内に置かれたのだから、固有の意志によってそこから可死的生の辛さへと墮落したと私たちは信じ、とりわけ堅固な信仰とともにそのことを堅持しているが、まだ知性によっては理解していない」と語り、以上を何時か理解させてくれるように請い、当面気懸りな点を指摘する。「私たちは確かに愚かだが知者だったことは1度もないのだから何故私たちは極めて厳しい罰を蒙らねばならぬのか」。(20) この言葉から、アウグスティヌスの述べた罰が対話者2人には自分たちに共通の体験として捉えられていることが理解できよう。少くともエウォディウスはそう感じている。これに対してアウグスティヌスは自分たちが知者だったか否かは不確定だが、それを検討するまでもなく、重い罰を受ける理由を獲得し得るとし、善き意志について論じ始める。先に見た如く善き意志を意志することは一応極めて容易であると言える。意志しさえすれば意志は成就するのだから。かかる行為を為さぬ場合には重い罰も当然である。アウグスティヌスの返答の眼目は以上である。

だがやはり現実はこちらを容易には受け入れまい。幸福な生を意志せぬ人が何処に居るか。にもかかわらず多数が悲惨な生を送っているではないか。これに対してアウグスティヌスは正しい生を正しく recte は意志していないからだと答える。(21) 正しさとは何らかの規範に台致して在ることを意味する。この場合規範とは永遠の法である。永遠の法は「愛が時間的なものから離反し清められて永遠のものに向き変わることを命ずる」。(22) 時間的なものへの愛とは情欲である。情欲から脱却し永遠の事物を愛する時人は真の自由 libertas を獲得するのである。(23)

ではどうして多数の人間は正しく意志できないでいるのか。皆幸福の生を意志しながら、しかし悲惨な生を過ごしているのだろうか。アウグスティヌスは第1巻ではこの点に言及しないが、先に挙げたエウォディウスの言葉が対話者たちに共通の現実把握の在ったことを暗示する。即ち、「人間は……固有の意志によって……可死的生の辛さへと墮落したと私たちは信じている……」という言葉がそれである。意志による罪の故の可死性、かような可死性の把握は決してエウォディウスひとりのものではない。やや先立って成立したと考えられる『魂の大きさについて』の終

結部にアウグスティヌス自身によって語られている。そこでは死は罪に対する罰として明白に捉えられており、<sup>(24)</sup> 両著作ともほぼ同時期に同じ場所で同じ2人によって為された対話であることから推すと、エウディオゥスが引用文で「可死的な生」と語った時には『魂の大きさについて』最終章が脳裡に在ったとも穿つことができよう。その考察は他に譲らざるを得ないが、<sup>(25)</sup> 罪への罰としての死という把握がアウグスティヌスのものでもあることは以上から明らかであろう。

もっとも死が罪への罰であることはまだ信 fides の内容である。更に信仰は神が罪の創り主 auctor でないことを教える。一方可死的生の辛さ aerumna<sup>(26)</sup> とは現実に直面しての実感である。かかる所から罪の原因として意志の自由決定力は措定され、真の自由は永遠の法の命に従い永遠の事物を受する所に見出されたのである。『自由意志論』第1巻は突き詰めるとかように纏めることができよう。自由決定力という時「自由」の意味する所は却って行為に対する責任の所在を行為者の意志に限定するがためであり、ここから私たちは自らの罪を自ら引き受けんとするアウグスティヌスの毅然たる決意を知り得るであろう。同時に、まだ顕わとなっていないが、この世の生の可死性を、またその故の辛苦を、自らが責を負うべき意志による何らかの罪に対する罰として捉えていることも理解できる。その把握は現実を見る眼が更に深まる時には人間に共通の状態として徹底せられ、聖書解釈の深化と相俟って、早晚原罪に思い至ることになろう。

### III

以上『自由意志論』第1巻の、いわば理性的な討論の内に対話者たちの現実把握ないし自己把握——それは信仰により支持されている——から来る心情の吐露と言うべきを見出したが、第2巻では幾らかははっきり今度はアウグスティヌス自身が人間の死を罪の状態と言ひ換えている。「この真理に従う時これが私たちの自由である。この真理は私たちの神御自身であり、神は私たちを死から、即ち罪の状態から解放する。実際真理自身が人間として……語っている。『もし君たちが私の言葉の内に留まるならば……真理は君たちを解放するだろう』(Ioh. 8, 31-32)<sup>(27)</sup>と」。

引用は所謂神の存在論証部分の終り近くからであるが、不可変にして一なる真理——他の諸真理はこれによって真理であり、人間精神はこれによって諸真理を認識

する——に固着する精神の非常な喜びが直前に述べられており、「この真理」とはそれを受けている。さて問題は「死、即ち罪の状態」なる表現である。

『真の宗教について』に「人間の身体は……罪以後無力 *imbecilliosum* になり死へと定められた。これは罪に対する正義なる罰である」とあり、死はあくまで罪に対する罰とされている。引用文に先立つ言葉によれば罪とは原罪である。では先に「罪の状態」と敢えて言われたのは何故か。それはやはり原罪の結果たる罰の状態、即ち無知と困難との故の無力 *imbecillitas* から来る罪を意味すると解されるより他はない。真理に固着することによってのみ獲得し得る真の自由とその喜びしさ、それと現実との対比の中で人間の現実とは極めて厳しく把握されているのである。「もし君たちが私の言葉の内に留まるなら……」とはヨハネ伝の言葉であるが、ヨハネ伝のその少し後には「君たちは悪魔を父としている」というイエスの言葉があり、『自由意志論』第3巻に悪魔の誘惑ならびに人祖の墮落が詳述されることを思い起させる。ともあれ人間の現状が罪であるという極めて厳しい把握の中で、そこから解放する者は神ないし真理であると、そしてそこにキリストが介在すると仄めかされているのである。

救済に関する仄めかしは第2巻では先の引用箇所と、もう1箇所最終節に人間の現状をはっきり踏まえた形で為されているが、そこに至るまで第2巻では大半を費やして神の存在論証が試みられ、次いで罪をも犯し得る能力たる意志の自由決定力——第2巻後半以後は主に自由意志 *libera uoluntas* と呼ばれる——が被造物である限り善であること、詳しくは中間的な善 *medium bonum* であることが創造論的見地から哲学的に説明されるが、そこでは無からの創造ということが倫理的に捉えられている。即ち、マニ教の二元論は理性的に克服され、救済論を正面から取り上げ得る基盤が整うことになる。というのも人間の罰なる現状を、思うに救済論は前提する故、人間を含む全被造物の善性を神に由来するものとして説明し、一方被造物が断ち難く有する無 *nihil* に罪なる悪の起源を理性的に指定し終えるまでは、人間の罪なる現状は悪の根源として何か実在的な、また神と対立するものを招来する恐れがあるからであろう。

『自由意志論』第2巻では自由意志は結局中間的な善と規定されるが、それは自由意志が不可変にして一なる最高の形相 *forma*——摂理、真理または知恵とも呼ば

れる——によって形相づけられており、また形相づけられ得る formabile からである。現に形相づけられてある限りそれは善であるが、形相づけられる可能性を有する故に中間的である<sup>(36)</sup>。ところで更に形相づけられるか否かは正に意志自身の選択にかかっている。それは意志が被造物である限り無から創造されており、内に無を含む<sup>(37)</sup>、外により多く無を含む身体、また物体に囲まれており、一方に不変にして共有の善——即ち、不変の形相——をはるかに望むからである。後者を意志しそれに固着する時には中間的な善は被造物としては最高の善を、そして真の自由を獲得する。そこから離反する——それが即ち無に向うことである——時、中間的な善は罪を犯しており、同時に罰の状態にある。だが全くの無となるのではない。存在する限り何らかの形相は留まる<sup>(38)</sup>。その限りに於いて何時か救済される可能性を有するであろう。自由意志は何らかの仕方<sup>(39)</sup>で留まり、何らかの仕方<sup>(40)</sup>で働くであろう。だがその問題は『自由意志論』第3巻をも結局越えることになる。

罪とは無へ向う、いわばネガティブな運動である。神に向かうことを意志せぬことが即ち無への意志の運動である。アウグスティヌスにとって知られ得るものは存在するものでなければならない。故に無を更に問うことは無意味である。ここに『自由意志論』第2巻の、罪の原因としての意志の探究は終止符を打つ。そして直ちに彼は語る。「だが人間は自発的に堕ちた如くには自発的に立ち上ることはできない。故に高さから私たちに延べられた神の右手、主イエス・キリストを堅い信仰もて把持すべきであり、確かな希望もて期待すべきであり、熱い愛もて希求すべきである<sup>(40)</sup>」。

#### IV

既に『自由意志論』第1巻・第2巻に於いてアウグスティヌスは人間の可死性を罰ないし罪の状態として捉えていたのであるが、それは結局第3巻で原罪に対する罰として言明されることになる。無知と無力と可死性とが即ち罰であるが、前2者が人間の最も自覚し得ない、あるいはできれば自覚したくない原事実であるのに対して、可死性とは人間に共通的に自覚されている苦渋であるからこそ、加えて最も永遠に対立する、故に最も永遠を際立たせ得る事実であるからこそ第2巻のあの箇所<sup>(41)</sup>で仄めかされたのではないか。一方意志の自由とは行為の責任を意志に理性的に

限定するために論じられるべき問題であった。故に第1巻ではアウグスティヌスは人間の可死性を敢えて論じようとはしなかった。それはマニ教を射程に置いていたからではなかったか。けれども可死性とは魂の不死ないし起源の問題とも相俟って一方で多数の難題を含む、極めて問題的な事実である。『自由意志論』第3巻でアウグスティヌスはその事実を認め、権威に従って解釈を整理するが、解決を与えない<sup>(42)</sup>。そして敬虔の道を歩むことを勧める。かくして彼は人間の可死性を一層厳しく自覚することになり、『告白』に以下の如く書き記すのである。「死せる生と言おうか生ける死と言おうか、この生に……」<sup>(43)</sup>。

## 註

- (1) *De lib. arb.* III, 19, 54.
- (2) *ibid.* 20, 55. *de illo primo coniugio et cum ignorantia et cum difficultate et cum mortalitate nascamur,...* また特に人間の *mortalitas* については *ibid.* 9, 28; 10, 30—31; 11, 34; 20, 55 などで触れられている。
- (3) *ibid.* 18, 52.
- (4) *ibid.* 18, 54.
- (5) 何処かは断定し得ぬが、9, 28ないし10, 29あたりを私は想定している。
- (6) *ibid.* 18, 52. *Cum...de libera uoluntate recte faciendi loquimur, de illa...in qua homo factus est loquimur.*
- (7) たとえば Alflatt は「意志によらぬ罪」を認めるようになる契機として具体的に Fortunatus との公開討論という緊迫した場を想定する。Cf. M. F. Alflatt, *The Development of the Idea of Involuntary Sin in St. Augustine, Revue des études augustiniennes*, XX, 1974.
- (8) *Retract.* I, 9(8), 1.
- (9) Cf. *ibid.* 9 (8), 5—6.
- (10) *De lib. arb.* I, 3, 6.
- (11) *ibid.* 11, 21.
- (12) Cf. C. T. Lewis and C. Short, *A Latin Dictionary*, pp. 1056—1058.
- (13) *De lib. arb.* I, 12, 26; 13, 29.
- (14) *ibid.* 12, 26.
- (15) *ibid.* 13, 29.
- (16) *ibid.* 2, 4.
- (17) *De moribus.* I, 2, 3.



- (18) またそれは『再論』の以下の記述に一致する。 *Retract.* I, 9 (8), 1. *constitit inter nos, diligenter ratione discussa, malum non exortum nisi ex libero uoluntatis arbitrio ;...*
- (19) *De lib. arb.* I, 11, 23. *Quamquam...credamus hominem tam perfecte conditum a Deo et in beata uita constitutum, ut ad aerumnas mortalis uitae ipse inde propria uoluntate delapsus sit, tamen hoc cum firmissima fide teneam, ...*
- (20) *ibid.* 12, 24. *cur huiuscemodi acerbissimas poenas patiamur nos, qui certe stulti sumus nec sapientes umquam fuimus, ...*
- (21) *ibid.* 14, 30.
- (22)(23) *ibid.* 15, 32.
- (24) *De qu. animae, (anima) in mortem propter peccatum jure contrusa sit, ...*
- (25) 拙論 *Liberum Arbitrium—Augustinus, De quantitate animae*, 36, 80—『中世哲学研究』創刊号, 1982所収, 参照。また *Bibliothèque augustinienne*, 6, 3<sup>e</sup> éd. 1976, pp. 173—174 の G. Madec による introduction 参照。
- (26) Cf. *De lib. arb.* III, 20, 55. そこに今1度 *aerumna* なる語が Augustinus により使われる。
- (27) *De lib. arb.* II, 13, 37. *Haec est libertas nostra, cum isti subdimur ueritati ; et ipse est Deus noster qui nos liberat a morte, id est a conditione peccati. Ipsa enim ueritas etiam homo...ait...; Si manseritis in uerbo meo, ...ueritas liberabit uos.*
- (28) *De uera relig.* 15, 29.
- (29) *ibid.* 12, 25.
- (30) *De lib. arb.* III, 19, 53.
- (31) *Ioh.* 8, 44.
- (32) *De lib. arb.* III, 25, 74 et saep.
- (33) Roy はかような用語の変化を手懸りに *De lib. arb.* II, 16, 44 に於いて著作の長い中断を想定するが、それは対話の力点の変化の表われではないかとも思われる。Cf. O. du Roy, *L'intelligence de la foi en la trinité selon saint Augustin*, 1966, p. 236 sqq.
- (34) *De lib. arb.* II, 19, 52.
- (35) Cf. du Roy, *op. cit.* p. 237. *De lib. arb.* II, 16, 44 以後の創造論的見地への移行をもって Roy はやはり中断を想定するが、その移行は議論の方向性の必然ではないか。そして私は確かな方向性を有する持続的な思索を *De*

*lib. arb.* に感じる。

- (36) 以上 *De lib. arb.* II, 16, 44 sqq.
- (37) Cf. *De uera relig.* 11, 22.
- (38) 以上 *De lib. arb.* II, 19, 52—20, 54.
- (39) *ibid.* 20, 54. *Motus...ille auersionis*, quod fatemur esse peccatum, quoniam *defectiuus motus est*, omnis autem defectus *ex nihilo* est,...
- (40) *ibid.* Sed quoniam *non* sicut sponte homo cecidit *ita etiam sponte surgere potest*, porrectam nobis desuper dexteram Dei, id est Dominum nostrum Iesum Christum, firma fide teneamus et expectemus certa spe et caritate ardenti desideremus.
- (41) Cf. *De lib. arb.* III, 20, 57. そこに以上 3 者の関係が簡単に述べられる。
- (42) Cf. *ibid.* 21, 59.
- (43) *Conf.* I, 6, 7. Quid enim est quod uolo dicere, domine, nisi quia nescio, unde uenerim huc, *in istam dico uitam mortalem an mortem uitalem?* Nescio.